

真庭市有線テレビ放送番組基準

真庭市有線テレビ放送は、地域住民の基盤に立つ公共放送の機関として何人からも干渉されず、不偏不党の立場を守り、放送による言論と表現の自由を確保し、豊かで良質な放送を行うことによって、地域社会における産業の振興・生活文化の向上に最善を尽くさなければならない。

この自覚に基づき、真庭市有線テレビはその自主放送において、

- (1) 基本的人権を尊重し、民主主義の徹底を図ること。
- (2) 教育・情操・道徳による人格の向上を図り、合理的精神を養うようにすること。
- (3) 過去のすぐれた文化の保存と新しい文化の育成・普及に貢献すること。
- (4) 公共の放送としての権限と品位を保ち、地域住民の期待と要望にそうものであること。
- (5) 災害等の緊急事態にあたっては、率先して情報を提供し、人名・財産を守り、災害の予防と拡大防止に寄与する。

を基本原則として、ここに自主放送の番組編成の基準を定める。

1. 一般放送番組の基準

- (1) 人権、人格、名誉
 - ① 人権を守り、人格を尊重する
 - ② 個人や団体の名誉を傷つけ、信用を損なう放送はしない。
 - ③ 職業を差別的に取り扱わない。
- (2) 宗教
 - ① 宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し公正に取り扱う。
- (3) 政治、経済
 - ① 政治上の諸問題は、公正に取り扱う。
 - ② 経済上の諸問題で、一般に重大な影響を与えるおそれがあるものについては特に慎重を期する。
- (4) 社会生活
 - ① 社会生活の安定を図るとともに相互扶助の精神の高揚に努め、公安及び公益を乱すことなく、暴力行為はいかなる場合もこれを是認しないものとする。
 - ② 犯罪に関することは、人命を尊重し、犯人を魅力的に表現したり犯罪行為を是認したりしないものとする。
 - ③ 風俗に関することは、人命を尊重し、性に関する問題及び不健全な男女関係を魅力的に取り扱うことを避け、特に青少年の健全育成に努力するものとする。
- (5) 表現
 - ① 放送はすべてわかりやすい表現を用い、言葉は原則として標準語によるものとする。ただし、必要やむをえない場合に方言を用いるときは、その地方の人々に反感、又は不快の念を与えないよう慎重に取り扱うものとする。
 - ② 市民に恐怖感、不安感、又は不快感を与えるような表現は用いないものとする。
 - ③ 放送の内容表現及び放送時間の編成は、加入者の生活時間との関係を十分考慮するとともに、公示関係及び災害、気象情報については、適正、確実に扱うものとする。
- (6) 広告等
 - ① 営業広告及び売名的宣伝のおそれのある放送は、公共性から勘案し、慎重に取り扱うものとする。

(7) 訂正

- ① 放送が事実と相違していることが明らかになったときは、速やかに取り消し、又は訂正する。

2. 各種放送番組の基準

(1) 農業番組

- ① 農業に関する番組は、真庭市の農業振興計画に沿ったものとし、農業の構造改善と農村社会の再構築のためその推進に努めるものとする。

(2) 行政番組

- ① 選挙に関する報道又は論評については、虚偽の事項を放送し、又は事実を歪めて放送するなど表現の自由を乱用して選挙の公正を害してはならない。

(3) 集落・市内・各種団体番組

- ① 集落単位の行事、活動などは、積極的に取り上げて放送する。
- ② 市内での話題、トピックス等を取り上げて、市民相互のふれあい、連帯が深まるように努める。

(4) 生活番組

- ① 健康番組は、住民の健やかな心身の発育に努める放送とする。
- ② スポーツ番組は、健全なスポーツ精神の培養と体位の向上に役立つように努める。
- ③ 福祉番組は、住民のすべてが正常な社会生活を営むことができるような番組を放送する。
- ④ 生活改善番組は、創意工夫によって明るく、楽しい生活ができるような活動、団体などの番組を放送する。
- ⑤ 娯楽番組は、家庭を明るくし、生活を豊かにする健全な娯楽を提供する。

(5) 教育文化番組

- ① 教育番組は、放送の対象を的確にし、番組の内容がその対象にとって有益かつ適切であり、教育効果を高めるように努める。
- ② 放送を通じて、教育の機会均等を図るとともに、放送の特長を生かして、学習の効果を上げるように努める。
- ③ 文化、芸能番組は、優れた文化、芸能を取り上げ、情操を豊かにするように努める。
- ④ 教育番組は、一般教養の向上を図り、できる限りあらゆる段層からの要望を満たして、文化水準を高めるように努める。
- ⑤ 学術研究の発表、その他専門にわたる放送は、その学術上の権威と重要性を尊重し、取り扱いは一様に認められている倫理と専門的な標準による。

(6) その他の産業振興

- ① 健全な産業の振興が図れるように努める。

(7) 報道、緊急番組

- ① 事実を速やかに報道する。
- ② 緊急時の放送は、緊急放送及び準緊急放送の2種類とする。
- ③ 緊急放送の定義は、火災等その他人命に関するものをいう。
- ④ 準緊急放送の定義は、気象情報、火災以外の災害、防犯及び主要な行事の変更などを市、農協、学校、保育園、団体などから緊急に多数連絡、告知を要するものをいう。